

はじめに

我が国において、大学等に在籍する障害のある学生数が年々増加してきており、特に発達障害、病弱・虚弱、精神障害の学生が急増しております。一方、昨年4月に障害者差別解消法の合理的配慮規定等が施行され、我が国の高等教育機関における障害学生支援は大きな転換期を迎えています。

障害者差別解消法の規定により、すべての高等教育機関において学生を含む障害者への差別的取扱いの禁止が義務化され、障害のある学生に対する合理的配慮の不提供の禁止については、国公立大学等は法的義務、私立大学等は努力義務となりました。

当機構については、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成27年11月告示）についての文部科学省通知において、対応指針の内容を踏まえて大学等における障害学生支援の充実に資する事業の推進に努めるよう求められております。そこで当機構においては、「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生に修学支援に関する実態調査」（以下「実態調査」）の実施や、「体制整備支援セミナー」「専門テーマ別セミナー」等各種セミナーの開催、「教職員のための障害学生修学支援ガイド」や障害学生に関する紛争の防止・解決等の事例集の作成・公表などの各種事業を推進してきております。

また、当機構では平成26年度より実態調査の結果について分析し、報告書を作成、公表しています。今回の分析報告書は、平成17年度より28年度まで毎年実施してきた調査の結果について、その経年推移等を分析することにより、大学等における障害学生支援の現状や課題をより明らかにし、各大学等における障害学生支援の参考資料として提供するとともに、今後の当機構の障害学生支援事業の推進、調査内容の改善等に役立てることを目的としています。

今回の分析に当たっては、障害学生支援に関する有識者からなる「障害学生修学支援実態調査・分析協力者会議」の協力を得て、我が国の障害学生の状況や支援の全体像について、序章において総括的に記述するとともに、「支援体制の現状と推移」以下6つのテーマについて分析を行いました。本分析報告が、各大学等における障害学生支援の一助となれば幸いです。

分析のための合同ヒアリング等にご協力いただきました大学等関係者の皆様、調査分析にご協力いただき、分析報告をご執筆いただきました研究者の皆様に、この場を借りて感謝申し上げます。

平成29年9月28日

独立行政法人日本学生支援機構 学生生活部